

平成30年2月

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

平成30年2月23日（金曜日）

平成30年2月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成30年2月23日(金曜日) 午後2時00分～午後3時10分

2 開催場所 南大隅町本庁 会議室

3 (1) 出席委員(11人)

会 長	13番	橋 口 初 男
委 員	1番	吉 永 一 雪
〃	2番	富 田 良 成
〃	3番	北 之 口 洋 一
〃	5番	淵 脇 耕 二
〃	6番	溝 田 耕 一
〃	7番	東 山 崎 勝 一
〃	8番	田 淵 哲 朗
〃	9番	松 山 和 子
〃	10番	徳 留 徳 次
〃	11番	後 藤 望

4 農業委員会事務局職員

事務局長 川元 俊朗
事務局主幹 戸島 和則
事務局嘱託 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第23号 非農地証明願いに係る証明について

議案第24号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

6 会議の概要

議長： ただいまから、平成 30 年 2 月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は 11 名です。12 番、横原委員から欠席の届けがありました。
よって 12 名中 11 名の出席ですので、総会は成立しております。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員の指名
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、5 番の淵脇委員と 6 番の溝田委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の戸島氏と山下氏を指名いたします。
以上で日程第 1 を終わります。

議長： 次に、日程第 2 の議案の上程に入ります。
議案第 22 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。
許可申請は 2 件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 2 ページをお開きください。農地法第 3 条の許可申請でございますが、所有権の移転
に関するものが 2 件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第 22 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお
願いします。

議長： ここで説明に関連して、担当委員の現地調査等でございますが、この案件については、
私の担当地区でありますので、私の方から説明したいと思います。
今のご説明のとおり、〇〇氏より〇〇さんに経営移譲ということでございますが、現
地は茶園になっております。本業は茶の栽培をされておりますので、全筆、きれいな茶
園として管理がされております。一部ですが、堆肥舎が設置されておりますが、ここ以
外にも茶園があるということで、ここから堆肥を運搬するようです。このような形を、
我々も早く取りたいと思っておりますが、理想的な 3 条申請ではないかと思っております。
この 3 条申請については、何ら問題はないものと考えます。以上で報告を終わります。

議長： これより、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

10 番： ここは、造成されているところですか。

議長： ここは、先般の農地パトロールで徳留委員と見たところですか。

議長： 他にご意見ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 22 号 受付番号 1 番について、

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第 22 号 受付番号 1 番は許可することに決定いたします。

議長： 次に、議案第 22 号 受付番号 2 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 6 ページをお開きください。

(議案第 22 号 受付番号 2 番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくをお願いします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

9 番： はい。9 番、松山です。

議長： 松山委員。

9 番： ○○は、○○の旧道を○○の方に上がったところですが、○○の方から道路が入っておりまして、○○の方に通じております。ちょうど、旧道と○○からの道路が交差する道路沿いにあります。以前は牧草を植えられておりましたが、○○さんが耕作されております。○○の○○は、○○のほぼ真ん中の○○沿いにあります。ここも 5 年程前から親戚だということで水稻を作付けされており、今は水稻の後を耕耘されている状況です。調査の意見としましては、勤めをしながら土日は農業をされていて、○○の方は稲作をするということ、○○の方はこれからアボカドを植える予定ということで、両方ともきれいに耕作されておりますので、特に問題はないと思われま。審議の方をよろしくをお願いします。

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ご意見等ありませんか。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思。います。

議長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 22 号 受付番号 2 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第 22 号 受付番号 2 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 23 号 非農地証明願いに係る証明についてを議題といたします。
事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 8 ページをお開きください。

今月の非農地証明願いに係る証明の申請は 2 件でございます。議案書をもとに説明いたします。

(議案第 23 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上、よろしく申し上げます。

議 長： これも私の担当でございますので、私の方で現地調査報告をいたします。先日、門原推進委員、北之口委員、事務局、私と立会人の下で現地調査をしました。ここは、〇〇の〇〇があるところであります。この地図を見ていただくと太陽光発電施設ができたところであります。元の〇〇の近くです。東側は傾斜地になっております。なので、今後開発の予定も出来ないような場所でもございます。北側に 15 a 程度の畑がありますが、後は、雑木林といいますか杉が植栽されておまして、手入れもできていない状況で、あまり良い木ではないと評価をしております。この入口の〇〇番も前回、非農地証明をしたところであります。地図の右側も雑木林あるいは手入れ不足の杉林というような状況で杉の状況も悪いような場所です。今後、開発の見込みもないところでありますので、非農地として証明に問題はないと判断したところであります。ご審議の方をよろしく申し上げます。

事務局： よろしいでしょうか。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 非農地証明の参考資料でございますが、本日お配りしました資料の 21 ページに現地の写真、22 ページに非農地証明の要件であります農業振興地域の農用地区域の図を示しておりますが、農用地区域からは外れているという写真でございます。

1 番： よろしいですか。

議 長： 吉永委員どうぞ。

1 番： 関係はないと思いますが、この代理人はどのような方ですか。

事務局： よろしいですか。

議 長： 事務局。

事務局： この申請の代理人につきましては、太陽光発電施設の土地を求めていらっしゃる方で、非農地証明の後に太陽光発電施設を設置されるということで、代理人となっているところです。

議 長： 他にございませんか。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 23 号 受付番号 1 番について、非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 23 号 受付番号 1 番は、非農地として証明することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 23 号 受付番号 2 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 12 ページをお開きください。

(議案第 23 号 受付番号 2 番の朗読及び説明)

以上、よろしくをお願いします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

7 番： はい。7 番、東山崎です。

議 長： 東山崎委員。

7 番： この申請は 3 ヲ所なので、まとめて報告します。まず、〇〇番は〇〇の駐車場の南西側の 1km ぐらいのところあり、40 年程前から耕作をされておらず、竹山状態となっております。〇〇番は〇〇の駐車場から東側に 1km のところがあり、40～50 年経過した雑木で山林化している状況です。〇〇番は〇〇の〇〇より北へ 1km ぐらいのところあり、〇〇に隣接しております。ここも 30～40 年前から放置されており、隣には作業小屋がありますが、そこも竹山状態となっております。調査の意見としましては、どこも 30～50 年、耕作されておられませんので、山林化や竹山となっており、周辺も同様に竹山と雑木林ばかりです。復旧は困難と思われるので、非農地には妥当と考えられます。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。

事務局： はい。

議 長： 事務局。

事務局： 先ほどと同様に、別冊の 23 ページ、24 ページに現地の写真を添付しております。この 3 筆については、周辺に農業振興地域の農用地区域は存在しておりませんので、その地図は添付しておりません。よろしくをお願いします。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 23 号 受付番号 2 番について、

非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 23 号 受付番号 2 番は、非農地として証明することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 24 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 16 ページの議案第 24 号の議案書をご覧ください。
町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第 24 号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしくをお願いします。

議 長： これより、質疑に入ります。ご意見等ございませんか。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第 24 号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 24 号は計画のとおり決定いたしましたので、町長に意見を送付いたします。

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

議 長： 次にその他の件について、委員、事務局か発言があれば挙手をお願いします。

事務局： よろしいでしょうか。
①あっせん申出について
②行事予定について

5 番： (バレイショの販売状況について)

推進委員： (バレイショの作業状況について)

事務局： (アボカドの作付け状況について)

議 長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、平成 30 年 2 月南大隅町農業委

員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員